

前年度実績に基づく報酬算定に関する項目一覧表【障害児通所支援】

	主に重症心身障害児以外を 対象とする事業所			主に重症心身障害児を 対象とする事業所			居宅訪問型 児童発達支 援	保育所等 訪問支援
	センター	センター以外	放課後等 デイサービス	センター	センター以外	放課後等 デイサービス		
	児童発達支援			児童発達支援				
未就学児等支援区分	－	○	－	－		－	－	－
提供時間区分	－	－		－	－		－	－
児童指導員等加配体制							－	－
看護職員加配体制	－	－	－	○	○	○	－	－
福祉専門職員配置等							－	－
強度行動障害加算体制							－	－
送迎体制							－	－
送迎体制（重度）							－	－
延長支援体制							－	－
専門的支援加算体制							－	－
訪問支援員特別体制	－	－	－	－	－	－		

※ 上記一覧表にて、○がついている項目については、**変更がない場合でも届出は必須です。**

※ その他の加算等項目（上記で○がついていない項目）については、**選っての算定は不可**です。

各項目の見直し方法等について

○ 児童発達支援の報酬区分（未就学児等支援区分）の見直し方法等について

I 型	未就学児延べ利用人数を、延べ利用人数（児童発達支援を利用する全障害児の延べ数）で除して得た数が 70%以上
II 型	未就学児延べ利用人数を、延べ利用人数（児童発達支援を利用する全障害児の延べ数）で除して得た数が 70%未満
非該当	児童発達支援センター、主として重症心身障害児を対象とする事業所

※ ここでの「未就学児」は「0歳～小学校就学前の児童」を指します。

※ 延べ利用人数…例えば、一人の利用児童が年度中に100回利用した場合、延べ利用人数は100です。

例：未就学児 3 名、その他の児童 1 名（それぞれ年間100日利用）の場合、

$300（未就学児の延べ利用人数） \div 400（全障害児の延べ数） = 7.5$ となり、未就学児の割合が70%以上のため、区分 I 型となります。

※ 令和6年度途中（R6.5.1以降）に指定を受けた事業所については以下の通りです。

- ① 指定日から3ヶ月未満の事業所→指定日から1ヶ月の間の実績
- ② 指定日から3ヶ月以上1年未満の事業所→指定日から3ヶ月の間の実績

○ 看護職員加配加算に関する見直しについて（**重心のみ**）

- ・ 障害児の医療的スコアの見直し方法について

① 前年度の医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアに、当該医療的ケア児の前年度の延べ利用日数を乗じ、当該数を前年度の開所日数で除して得た数

（小数点第2位以下を切り上げ）

例 A（9点）、B（6点）、C（28点）、D（32点）、E（37点）が通所する事業所（それぞれ年間100日利用）、240日開所の場合
 $(9 \times 100 + 6 \times 100 + 28 \times 100 + 32 \times 100 + 37 \times 100) / 240 = 46.7 \Rightarrow$ 当該事業所は46点以上72点未満なので、看護職員加配加算（Ⅰ）相当

② 通常必要とされる人員に加えて、看護職員が配置されている必要があります。

！算定要件まとめ！

	医療ケアスコア	看護職員加配人数	HP等での公表
I 型	40点以上	1 人	必要
II 型	72点以上	2 人	必要

※看護職員は常勤換算による配置

○ 各種減算に関する点検について

- ・ 各種減算（定員超過減算、サービス提供職員欠如減算、児童発達支援管理責任者欠如減算、個別支援計画未作成減算、開所時間減算、身体拘束廃止未実施減算、虐待防止措置未実施減算、業務継続計画未策定減算、情報公表未報告減算等）について、各事業所において点検を行ってください。

特に**定員超過減算**については、昨今、減算のかけ忘れによる返還が多発しておりますので、毎月の請求に当たり、定員を超過して利用者を受けている事業所の管理者様におかれましては、定員超過利用減算の算定の可否を「定員超過シート」を用いて確認していただきますようお願いいたします。また、点検を行っていただいたうえで、定員超過利用減算を適用すべき期間がある場合は、速やかに是正するとともに、過大に算定されていた障害児通所給付費の返還手続きを行ってください。